
資料編

1 高萩市環境基本条例

2 高萩市環境審議会条例

3 計画策定の経過

4 高萩市環境審議会委員名簿

5 第2次高萩市環境基本計画策定委員会委員名簿

6 用語解説

資料1 高萩市環境基本条例

平成22年3月31日
条例第4号

高萩市環境基本条例

前文

私たちの郷土高萩市は、市域の多くを占める山間部に広がる山林を源として、花貫川や関根川などの河川が美しい渓谷を形成している。海岸部には白い砂浜の広がる高浜・有明・赤浜海岸や「日本の渚・百選」に選ばれた美しい入り江の高戸海岸が続いている。これらの豊かで美しい自然が、様々な形で人々に潤いと恵みを与え、歴史と文化を育んできた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、資源やエネルギーを大量に消費して、緑の減少や水質汚濁など自然環境を悪化させ、また、大量の廃棄物を生み出すなど、深刻な環境の課題に直面する結果となり、このことは、地域の環境問題にとどまらず、地球規模の環境問題を引き起こしている。

私たちは、このかけがえのない自然の恵みや豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、豊かで快適な環境を創り、子々孫々に引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、これまでの生活様式を見直すとともに、市、市民、事業者等が協働して、それぞれの責務を果たして行くことにより、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境を創り上げて行くことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 安全で快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持又は保護するとともに、積極的に創り上げていくことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全と創造は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において、環境への負荷の低減を図ることにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全と創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し創造するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制、その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で市に滞在する者（市を通過する者を含む。以下「滞在者」という。）は、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又は滞在者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、高萩市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(環境の保全上の規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、適切かつ迅速に指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

第11条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全と創造に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備及び事業の推進)

第12条 市は、自然環境を適正に保全し、又はその健全な利用を図るため、必要があると認めるときは、公共的施設の整備及び事業を推進する措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理体制の整備の推進)

第14条 市は、市の施策や事業の実施に当たり環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備を率先して推進しなければならない。

2 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興)

第15条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全と創造に関する広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に推進するため、公害の防止、自然環境の保全と創造その他の環境の保全と創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全と創造に関する施策の調整及び推進)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第21条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第23条 市は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

資料2 高萩市環境審議会条例

平成7年3月23日
条例第2号

改正

平成17年3月28日
条例第3号

高萩市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、高萩市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者又は役職員
- (2) 事業所の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 市議会議員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席により、成立する。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の名称、担当事項及び部会長の選任方法等は、審議会が定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務に関する事項は、市民生活部環境衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 高萩市公害対策審議会条例(昭和47年高萩市条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料3 計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R2.8.1		市民・中学生・事業者の環境意識調査（アンケート）の実施
8.25	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・委員長、副委員長選出 ・環境基本計画について（スケジュール、調査事項他） ・進捗確認について
9.29	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課題のまとめについて 第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項 第2章 高萩市の環境 第3章 計画の目標と施策体系 ・グループ討議（第2章、第3章）
10.27	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課題のまとめについて 第2章 高萩市の環境 環境に関する意識調査集計結果 進捗確認の追加 ・グループ討議（第3章から第5章）
11.24	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課題のまとめについて 第1章から第6章まで ・グループ討議（第5章）
12.18	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・会長、副会長選出 ・基本計画諮問 ・計画策定の経過報告
R3.1.28	第2回環境審議会	書面にて基本計画（案）の内容報告 環境審議会委員・策定委員へ基本計画（案）の提出
2.26		環境基本計画（案）の公表及び意見募集
3.29	第3回環境審議会	計画案公表による市民等からの意見報告 環境基本計画（案）の答申について
同日		第2次環境基本計画答申

資料4 高萩市環境審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属	役職
よこき ひろむね 横木 裕宗	茨城大学 副工学部長 (教授 (工学博士))	会長
あらい せいいちろう 荒井 清一郎	高萩市商工会 会長	副会長
かじやま ぎいち 梶山 義一	高萩市社会福祉協議会 石滝支部長	
かわらぶき けん 瓦吹 堅	高萩市文化財保護審議会 会長	
さかわ むつこ 佐川 睦子	高萩市市民憲章推進協議会 第2 専門部会長	
とみやま ひでお 富山 秀男	高萩市校長会	
すすき ゆきひろ 鈴木 幸宏	日本ケミコン株式会社 高萩工場 工場長	
かとう のぶひろ 加藤 信浩	松久保及び手綱工業団地経営協会 会長 高萩二子八株式会社 専務取締役 工場長	
ひわたし かつとし 樋渡 克俊	高萩市医師会 会長	
たどころ かずお 田所 和雄	高萩市議会 文教厚生委員会 委員長	

資料5 第2次高萩市環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

グループ	氏名	所属	役職
循環型社会	さいとう たかとし 齋藤 孝敏	茨城県地球温暖化防止活動推進員	委員長
循環型社会	まつだ しんじ 松田 新治	大建工業株式会社 高萩工場	
循環型社会	しもやまだ ゆたか 下山田 豊	茨城県地球温暖化防止活動推進センター	
循環型社会	ふにゅう たかし 舟生 卓司	総務部財政課	
循環型社会	とよた よしひろ 豊田 美浩	産業建設部建設課	
環境保全	もりや みさと 守屋 美里	高萩市市民憲章推進協議会	
環境保全	わたなべ ひろき 渡辺 宏樹	極東製薬工業株式会社 高萩工場	
環境保全	ながい みえこ 永井 美恵子	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
環境保全	いとう ひでひこ 伊藤 秀彦	企画部企画広報課	
環境保全	わたなべ ようじ 渡邊 洋二	教育委員会生涯学習課	
環境教育	てづか ひろゆき 手塚 啓之	高萩市市民憲章推進協議会	
環境教育	やぶき つとむ 矢吹 勉	日本野鳥の会 茨城県	副委員長
環境教育	おおくぼ まさひろ 大久保 政博	茨城大学	
環境教育	やなせ まさはる 柳瀬 政治	産業建設部農林課	

環境教育	みとともみ 水戸 友美	産業建設部観光商工課	
------	----------------	------------	--

資料6 用語解説

【あ行】

アイドリングストップ

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすることをアイドリングといい、不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

アスベスト（石綿）

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。主成分は珪酸マグネシウム塩。アスベストは柔らかく、耐熱・対摩耗性に優れているため、ボイラー暖房の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因となることが明らかになり、WHO（世界保健機構）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968年）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などが含まれる。化学式からSO_x（ソックス）と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火山ガスなどに含まれている。

茨城県レッドデータブック

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野生生物』の通称。植物編と動物編がある。

＜カテゴリー定義及びその基本概念＞	
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類ほどではないが、近い将来における、野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

ウォームビズ

冬のオフィスの暖房設定温度を、省エネ温度の20℃以下に抑えるため、暖かく働きやすいビジネススタイルを採り入れること。

エコ・シヨップ制度

環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取り組みを実施している。

エコステージ

エコステージ協会が行う環境マネジメントシステムに関係した民間規格。エコステージは、国際的な規格ではないが、国内ではグリーン調達調達先選定条件において、ISO14001に準じた第三者認証の環境マネジメントシステムのひとつとして扱われることが多い。

エコドライブ

(一財)省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセルe-スタートを実践することで、10~20%の燃料消費を抑えることができる。

エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められている商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PET ボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下に更に細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っているのが特徴。

SDS 制度

第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取り扱いに関する情報(SDS: Safety Data Sheet)の提供を義務付ける制度。

オゾン層

オゾンを高濃度を含んでいる地表から20~25kmの下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長200~220nm (nm: ナノメートルは10億分の1メートル)の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物(ClO_x)がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果と言い、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスという。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、

六フッ化硫黄（SF₆）の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

外来種

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）により、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。外来生物法では、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

環境家計簿

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や普通ごみの排出量を記録し、CO₂の量に換算することにより、家庭からのCO₂排出量を把握し、省資源、省エネルギー及び低環境負荷型のライフスタイルへの改善に役立つもの。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンの似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

環境マネジメントシステム

組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

気候変動

気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

キッズミッション

茨城県が行う子ども向け環境実践プログラムで、子どもたちが自分たちの生活と身近な環境との関係を知り、自らどうすればよいかを考え行動することで、子どものうちに環境に配慮した生活習慣を身につけることを目的としたもの。

空間放射線量

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。

COOL CHOICE

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げている。この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。

クールビズ

夏のオフィスの冷房設定温度を、省エネ温度の28℃以上に抑えるため、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった軽装のビジネススタイルを採り入れること。

クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、大気汚染物質の排出量が少ない、又は排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーである太陽光、風力などのほか、電気自動車やハイブリッドカーなどのクリーンエネルギー自動車がある。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品（ノート、トイレットペーパーなど）につけられたマーク。（財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

【さ行】

再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが注目されているが、一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もある。

里山

人里近くにある、生活に結びついた山や森林のことをいう。身近な自然環境として見直されており、生物の多様性や環境学習などの観点から、その価値が見直されており保全や整備される動きが活発になっている。

産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、廃棄物の種類や数量等を明記した管理票のこと。この管理票とともに廃棄物の処理と報告を行うことを義務付けた制度のことをマニフェストシステムという。廃棄物処理工程が記録されることにより、不適正処理や不法投棄を防ぐことを目的としている。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、通常は pH が 5.6 より低い場合をいう。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。

ジオパーク

地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域のこと。

自然公園

すぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園です。

自然公園法に基づく国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の 3 つの区分があり、本市には、花園花貫県立自然公園がある。

持続可能な社会

持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会のこと。持続可能な開発とは、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。

新エネルギー

太陽光（熱）、風力などの自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球にやさしいエネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の 10 種類が指定されている。

水源かん養

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力をいう。河川の上流に広がる森林は雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源かん養機能を果たしている。一方、都市化の進行等によって雨水の地下への浸透を妨げられると、水源かん養機能は低下する。

3R（スリーアール）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse＝ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

生態系

一つの地域の自然の環境と生息する生物のつながりの総称のこと。

生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で生まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉。生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがある。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。

ゼロエミッション

エミッションは排出物、廃棄物を指す英語で、ゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味であり、ある企業・産業から出る廃棄物を他の企業・産業の再生資源として転換することにより、環境への負荷を一切なくすこと。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した地方自治体のこと。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

ダイナミックルーティングシステム（DR）

AI技術を活用し、予約に応じてバス運行経路の最適化を行うシステム。

利用者の需要（予約内容）に応じて、仮想停留所の設置、要求に応じた運行ルートや配車が可能となり、効率的な運行と利便性の向上が図られる。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。化学式からNO_x（ノックス）と略称される。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車が含まれる。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では、安良川の八幡宮境内にあるスギの国指定をはじめ、6件が天然記念物に指定されている。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与え、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化炭素（CO₂）

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。大気中にはおよそ0.037%含まれるが、産業革命以前はおよそ0.028%であった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

二酸化窒素（NO₂）

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質のひとつとなる。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄がなく、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいう。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上でやむを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、たき火、キャンプファイヤー等の軽微なもの土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

【は行】

バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は生物の光合成により大気から吸収したものであるため、自然界の循環系の中で二酸化炭素を増加させない。

廃棄物と環境を考える協議会

廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的として設立されたもので、関東甲地域の73市町村と民間事業者2社で構成されている。

排出実質ゼロ

CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせる自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

パリ協定

2015年フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、更に「1.5℃に抑えるための努力を追求すること（1.5℃目標）」としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

PRTR制度

人の環境や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届け出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

PM2.5

直径 10 μm (μ :マイクロは 100 万分の 1) 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、直径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質。SPM は大気汚染の原因となるが、PM2.5 は、SPM の中でも特に粒子が小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患、肺がんなど人体への影響がより大きいことが指摘されている。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合を示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するとき消費される酸素量を mg/L で表したものである。数値が高いほど水中の有機汚染物質の量が多い。

ヒートポンプ

低い温度の熱源から冷媒 (熱を運ぶための媒体) を介して熱を吸収することによって高い温度にする機器で、暖房・給湯等に使用されている。これは、ちょうど水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前で呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用されている。化石燃料の燃焼で熱エネルギーを取り出すことは異なり、熱の移動によって自然エネルギー (未利用エネルギー) から熱エネルギーを取り出す原理であることから、二酸化炭素排出削減に大きく貢献する環境にやさしいシステムといわれている。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が 10 ミクロン (1 cm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護、そのほか公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為をする際には、都道府県知事の許可が必要となる。

放射性物質

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素若しくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質 (例えばセシウム 137、ヨウ素 131、ストロンチウム 90 など) を指す。

放射能

物質から放射線が放出される性質。又は、原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル (Bq) であり、1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。

【ま行】

マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護活動の一つとなっている。

緑のカーテン

夏季の強い日差しによる、住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

【ら行】

ライフサイクルアセスメント (LCA)

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産、運搬、販売、消費、資源化、廃棄までの過程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や、代替製品を選択していこうという考え方。

リターナブル瓶

洗って繰り返し使用できる瓶（容器）のこと。一升瓶やビール瓶が代表的である。最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイ瓶の生産が増加している。